

みんなで
乗り切ろう!

弟子屈町 わくわく商品券 第2次販売を行います

町では、「北海道スタイル」普及・推進による新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら消費拡大を進めるため、弟子屈町わくわく商品券の第2次販売を行います。今回は、北海道の商品券事業制度と合わせ、町民の方に加え町民以外の方も購入することができます。



- ①販売期間／9月15日(火)から10月31日(土) 10時から15時まで
- ②販売場所／道の駅摩周温泉、川湯ふるさと館観光案内所(月曜日は休館日)、摩周湖レストハウス、硫黄山レストハウス など
- ③販売価格／1セット10,000円(1,000円券×12枚。そのうち「食」の押印のある1枚は飲食券)
- ④購入方法／町民の方、町民以外の方問わずどなたでも購入できますが、購入時には、所在市町村のみお知らせください。1回の申請につき、1人最大5万円(5セット)まで購入できます。商品券の購入は、現金のみの支払いで、商品券が売り切れ次第販売を終了します。あらかじめご了承ください。
- ⑤商品券の有効期間／12月31日(木)まで
- ⑥抽選券の引換方法／商品券1枚(1,000円)の使用で、抽選券1枚の引換となります。
- ⑦抽選券の引換期間／これまでと同様に、12月31日(木)まで
- ⑧商品券の取扱施設／参加施設は151店舗(業種：飲食64、小売他67、宿泊14、体験5、建設1)が参加しています。(8月1日現在)
(注)参加施設のうち、Aコープてしかがでは9月14日(月)までで抽選券の取り扱いが終了になりますので、ご注意ください。(商品券は引き続き使うことができます。)
- ⑨抽選会の開催／令和3年1月22日(金)に予定しています。なお、当選番号の発表は、同年1月25日(月)以降、当観光協会のホームページなどで公表予定ですので、抽選券は大切に保管してください。

問い合わせ先／実行委員会事務局：一般社団法人摩周湖観光協会 ☎ 4 8 2 - 2 2 0 0

中小企業者などが所有する事業用資産に対する 令和3年度 固定資産税の減免を行います

新型コロナウイルス感染症の影響で、2月から10月までの連続する3カ月の事業収入が、前年同期に比べて30%以上減少している中小企業者などが所有する事業用資産の令和3年度固定資産税を減免します。

減免を受けるためには、全国にある「認定経営革新等支援機関等」の確認を事前に受け、役場税務課へ申告する必要があります。対象となる事業者の方は期間内に申告してください。認定経営革新等支援機関等の確認は随時受け付けています。

なお、減免に関する詳細は中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/>)、または町ホームページ (<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>) をご覧になるか、お問い合わせください。

◎減免の対象資産

事業用家屋および償却資産

◎減免割合

収入の減少割合	軽減割合
30%以上50%未満	1/2
50%以上	全額

◎申告期間

令和3年1月6日(水)～31日(日)※消印有効



問い合わせ先／役場税務課資産税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

町内事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援事業について、対象となる方で申請されていない場合は、忘れず申請してください。



【行政からの要請で休業した】

	事業名	概要
道	休業協力・感染リスク低減支援金 ※申請期限は終了 (7月31日まで) 終了しました	道からの要請で、おそくとも4月25日～5月15日までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮し、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対して支援金を支給 法人：30万円 個人事業者：20万円 19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：10万円
	経営持続化臨時特別支援金(支援金A) ※申請期限は終了 (8月31日まで) 終了しました	「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、道からの要請でおそくとも5月19日～5月31日(一部の施設は5月24日)までの期間を継続して休業又は酒類の提供時間を短縮した事業者に対して、一件10万円を支給
町	感染拡大防止支援金 ※申請期限 令和2年中までに終了予定ですので、お早めにご相談ください。	上記の道の要請から対象外とされた事業者のうち、町からの要請で、おそくとも4月29日～5月15日までの期間を継続して休業(宿泊事業者、体験事業者等)又は適切な感染対策を施す取組を行う事業者(飲食店)に対して、一律10万円の支援金を支給 ※道の休業協力・感染リスク低減支援金を受理した場合は対象外

【売上が減少した】

	事業名	概要
国	持続化給付金 ※申請期限 令和3年1月15日(金)まで	1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対して、以下の範囲内で事業全般に広く使える給付金を支給 法人：上限200万円 個人事業者：上限100万円
	家賃支援給付金 ※申請期限 令和3年1月15日(金)まで	5～12月の売上高について、1カ月で前年同月比50%以上減少、または連続する3カ月の売上が前年同期比30%以上減少した事業者に対して、申請時の直近1カ月における支払賃料に基づき算定した給付額を支給 法人：上限100万円/月 個人事業者：上限50万円/月
道	経営持続化臨時特別支援金(支援金B) ※申請期限 令和3年1月31日(日)まで	「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請の対象外であって、長期間の外出自粛や自主的な休業などにより、1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者(持続化給付金を受給済)に対して、一律5万円を支給

【雇用を維持したい】

	事業名	概要
国	雇用調整助成金 ※申請期限 9月30日(水)まで	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成 助成率：中小企業 4/5 (要件を満たす場合最大10/10) 上限：15,000円/日

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)
弟子屈町商工会 ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9